

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>- 4 - 6 - 1 届出書の記載内容のチェック</p> <p>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）告示第 24 条第 1 項第 3 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>配当可能利益</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか（平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）</p> | <p>- 4 - 6 - 1 届出書の記載内容のチェック</p> <p>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）告示第 24 条第 1 項第 3 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>分配可能額</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか（平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）</p> |